令和7年1月・2月・3月臨時会
令和7年3月定例会

第154号

佐々町

議会だより

第２保育所　卒園式（３月22日）

佐々町議会だよりHP
QRコード

◆ 目 次 ◆

□事件に対する議会の対応…… 2～3
□令和7年度　当初予算 …… 4～5
□第1・2回　臨時会（全員協議会報告含む）…… 6
□工事請負変更契約締結の件（佐々町新庁舎建設工事）… 7
□委員会報告（総務厚生・産業建設文教委員会）…… 8
□賛否表 …… 9
□一般質問（6人が町政を問う）…… 10～16
□西九州自動車道建設促進大会・広報クリニック …… 17
□町民の声 …… 18
□議会日誌・町民の声・編集後記…… 19

発行日／2025年（令和7年）5月1日　編集／佐々町議会／議会広報委員会　佐々町本田原免168-2　☎62-2101

対する議会の対応

（3/8～4/23までの対応）

古庄町長 事件の経緯

3月8日 逮捕
官製談合防止法違反
公契約関係競売入札妨害
町営団地の給水管改修工事の
指名競争入札

3月28日 起訴
官製談合防止法違反
公契約関係競売入札妨害

3月29日 再逮捕
官製談合防止法違反
公契約関係競売入札妨害
佐々町の図書館照明のLED化
工事の指名競争入札

4月18日 追起訴
官製談合防止法違反
公契約関係競売入札妨害

4月23日
町長退職申し出
議長が受理

議会の経緯

3月10日　議会全員協議会
■ 町長逮捕について町執行部より報告

3月17日　議会全員協議会
■ 町長の逮捕をうけて今後の議会対応について協議

3月18日　議会全員協議会
■ 町長の逮捕をうけて古庄町長の給料や期末手当を一時差し止める要望書を提出することを全員一致で決定
■ 同日、町長職務代理者へ正副議長より
要望書提出

3月19日　臨時会
■ 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正を可決

4月23日　議会運営委員会
■ 町長の退職申し出をうけて今後の議会対応について協議

3月18日　議会全員協議会

佐々町の不祥事　事件に

3月18日　要望書提出

要望書を手渡す様子（左：中村副町長、中央：淡田議長、右：平田副議長）

町長(※)の逮捕の一報が入ったのは３月８日のことでした。

同日午後には長崎県警の家宅捜索が入るという事態となり、議会としては、まず、情報の収集に努めましたが、警察の捜査の状況を見守るしかなく、その後も報道機関が発表する内容以外のことは知ることができませんでした。

しかしながら、町長逮捕という極めて重大な事件は、町政に対する信頼を著しく失墜させるものであるとして、本人の認否が明らかでなく、また起訴されるか分からない状況の中ではありましたが、議会としての対応を協議してまいりました。

そこで、町に対しては、条例を改正することにより、町長の給料及び期末手当について一時差し止めや不支給とすることができるよう、また、退職手当については、支払いをする長崎県市町村総合事務組合に支給差し止めを要請するよう要望いたしました。改正の条例案については、３月19日に開かれた臨時会におきまして全会一致で可決されました。

今後は、新しい入札制度の確立により、公平・公正で透明性を確保した入札が実施できるよう、改めて、執行に対する監視機能を強化し、議会としての役割を果たしていきたいと考えていますので、今後とも、ご理解とご協力をお願いいたします。

佐々町議会議長　淡田　邦夫

※議会だより作成時点で町長の退職が確定していませんので上記の表記としています。

骨格予算でも　74億6,300万円

一般会計歳入予算の内訳

単位：千円

歳入科目		予算額		比率	自主・依存の別
町税			1,641,239	22.0%	自主財源 2,991,759 40.1%
繰入金			735,487	9.9%	
分担金及び負担金		35,251	615,033	8.2%	
使用料及び手数料		195,119			
財産収入		31,072			
寄附金		80,003			
繰越金		80,000			
諸収入		193,588			
町債			282,000	3.8%	依存財源 4,471,241 59.9%
地方消費税交付金			347,000	4.6%	
地方譲与税		58,611	110,726	1.5%	
利子割交付金		1,600			
配当割交付金		4,000			
株式等譲渡所得割交付金		6,000			
法人事業税交付金		21,000			
環境性能割交付金		4,000			
地方特例交付金		14,315			
交通安全対策特別交付金		1,200			
地方交付税			1,855,000	24.9%	
	普通交付税	1,775,000			
	特別交付税	80,000			
国庫支出金			1,176,516	15.8%	
県支出金			699,999	9.4%	
歳入合計			7,463,000	100.0%	7,463,000

町債現在高の推移

単位：千円

（一般会計）	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度当初予算	令和7年度当初予算
地方債現在高（臨時財政対策債を除く）	2,067,192	2,550,828	3,785,929	6,060,350	5,989,985
臨時財政対策債現在高	2,188,508	2,021,894	1,815,614	1,611,474	1,412,660
計	4,255,700	4,572,722	5,601,543	7,671,824	7,402,645

歳入予算の内訳

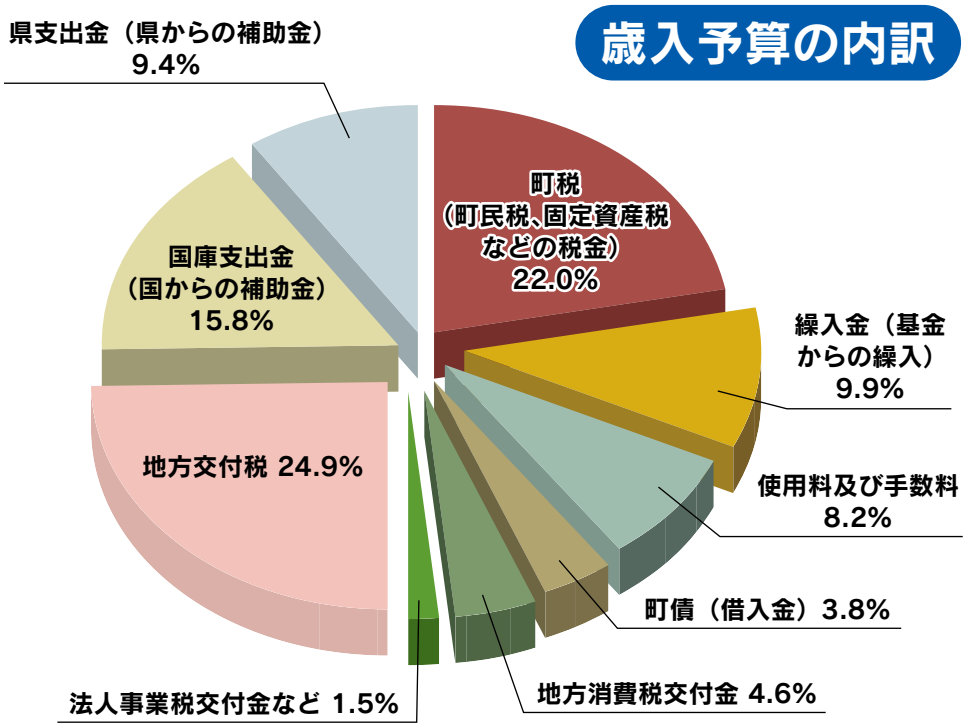

3月定例会あらまし

3月定例会が3月4日から7日までの4日間の会期で開催された。

第1日目は、議長の諸般の報告、町長の行政報告、後期高齢者医療広域連合議会報告、常任委員会報告、一般質問4名が登壇した。

第2日目は、一般質問2名が登壇、その後、議案11件を審議し可決した。

第3日目は、令和6年度補正予算の議案6件を審議し可決した。その後、令和7年度当初予算の上程がなされた。

最終日に、令和7年度当初予算を審議し可決。追加議案2件、議員発議1件を可決し、閉会中の委員会継続調査を許可して閉会した。

令和７年度　一般会計予算

歳出予算の内訳

単位：千円

歳出区分	予算額	比率
・人件費	1,277,092	17.1%
・扶助費	1,891,056	25.3%
・公債費	553,449	7.4%
小計（義務的経費）	3,721,597	49.9%
・物件費	1,388,624	18.6%
・補助費等	979,647	13.1%
・維持補修費	38,780	0.5%
・積立金	71,820	1.0%
・繰出金	563,994	7.6%
・投資的経費	638,508	8.6%
うち普通建設事業費	626,759	8.4%
うち災害復旧事業費	11,749	0.2%
・その他（貸付金、予備費）	60,030	0.8%
歳出合計	7,463,000	100.0%

町長選を控え、令和７年度予算は、経常的経費や継続事業などの骨格予算で、主な予算は次の通りです。

□庁舎建設事業　2億5,030万円
□電子計算システム整備事業　2億3,900万円
□常備・非常備消防整備事業　2億1,960万円
□教育振興事業　1億6,530万円
・小中学校の児童生徒用タブレットの端末の更新
□道路新設改良事業　1億4,250万円
・歩道整備、橋梁長寿命化、道路改良ほか
□保護者経済負担軽減事業　8,000万円
・中学校の給食費の完全無償化
・小学校の給食費は、第1子20％、第2子40％、第3子以降100％の補助など

歳出予算の内訳

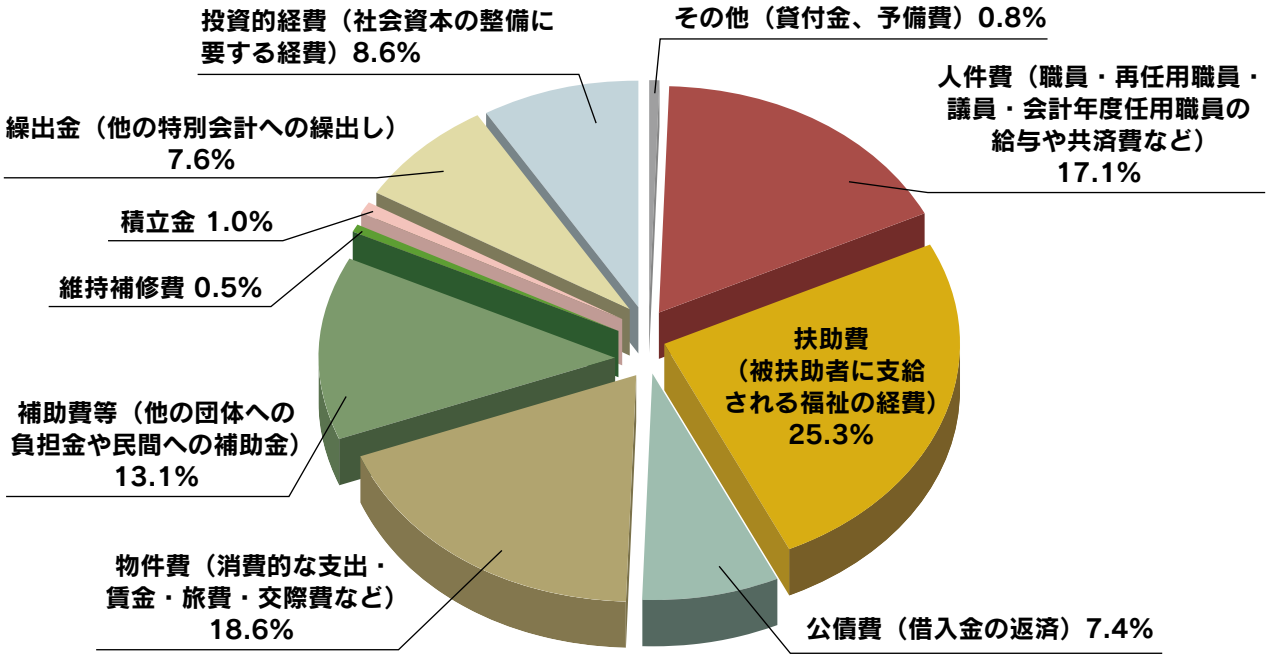

全会計予算規模

単位：千円

普通会計	当初予算
一般会計	**7,463,000**
特別会計	**3,061,431**
国民健康保険特別会計	1,399,466
介護保険特別会計	1,427,976
後期高齢者医療特別会計	221,985
国民健康保険診療所特別会計	12,004
水道事業会計	**975,324**
収益的収支	384,632
資本的収支	590,692
公共下水道事業会計	**1,703,912**
収益的収支	964,094
資本的収支	739,818
合計	**13,203,667**

継続事業などの骨格予算で、主な予算は次の通りです。

□汚水処理の実施　6億　520万円
・老朽施設・設備の更新
□浄水場送水ポンプ室築造　2億9,730万円
□安心安全な給水の確保　1億5,770万円
・浄水場内施設整備工事
・配水施設設備工事
・配水管新設・更新工事

第一回臨時会

1月22日(火)

【令和6年度佐々町一般会計補正予算】

【主なもの】

○生活応援商品券事業

食料品などの価格高騰の影響を受けている住民を支援するため1人あたり3千円の生活応援券を配布するもの。

利用期間は、令和7年5月上旬から8月末の予定。

○肉用牛経営緊急支援事業

子牛価格の急激な下落により経営が圧迫されている町内の畜産農家に対して支援を行うものであり、具体的には全国平均価格と平戸口中央家畜市場の平均価格の差額の一部、3分の1を支援する。

○貨物運送事業者燃油価格高騰対策支援事業

燃油価格高騰の影響を受けている貨物運送事業者の支援を行うものであり、普通貨物自動車1台あたり4万円、小型貨物自動車1台当たり2万円を支援を行うもの。

○学校給食費負担軽減事業

保護者の負担を軽減するために、令和7年1月分から3月分までの小学校給食費を無償化するもの。

【主な質疑】

Q. 物価高騰支援というとだが、国からの推奨事業メニューにはないが「子ども食堂」への支援はないのか。

A. 4回会議を行い「子ども食堂」も考えましたが、低所得世帯への3万円、子ども子育て世帯への2万円給付でやっていけるのではないかと考えて、生活応援券に変えました。

新庁舎建設工事について

【全員協議会】

○計3回「新庁舎建設工事」について全員協議会を開いた。

○新庁舎建設遅延について原因究明の議論を行った。

2月4日(火)(第1回)

【主な質疑】

Q. 遅延の原因は。

A. 施工図の承認の遅れがあり、そこが一番大きいと考えています。

Q. 議会としては原因究明の附帯決議をしている。明確な執行部からの説明は。

A. 協議を行ってお示ししたい。

Q. 議会としては原因究明の附帯決議をしている。明確な執行部からの説明は。

A. 協議を行ってお示ししたい。

2月13日(木)(第2回)

【主な質疑】

Q. 追加費用を支払いしたのちに、負担額を他に求めるということは可能なのか。

A. 弁護士と相談させていただきたい。

2月21日(金)(第3回)

【主な質疑】

Q. 今回の随意契約の根拠は自治法のどれに該当するのか。

A. 地方自治法施行令の第167条の2第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」

「同一請負人に施工することが有利であると認められる場合」を適用させて随意契約となっております。

意見 今後の行政運営に当たって、契約書や覚書等の法的証拠というものを常に持っておくべきだ。昨年の8月上旬の3者協議の際も口約束で終わっており、その際に法的な証拠を取っておけば、過失の割合が変わってくると思う。ガバナンスを堅持することが執行の責務ではないか。

第二回臨時会

2月25日(火)

○工事請負変更契約締結の件

【主な質疑】

Q. 施工監理契約により生じた変更額2千万円について、適切に決裁を受けるべきだったが、今回の事務処理は総務理事までの供覧となっており、町長、副町長は把握できていない状況という記述がある。結果、工事遅延の原因とつながっていると認識している。財務規則に反するのではないか。

A. 新庁舎建設について工事の進捗など、慎重な配慮が必要だった。財務規則に違反しているかどうかは明確に申し上げれない。

Q. 工事が5ヶ月も遅れた理由は。

A. 8月7日に工事が遅れているとのことで、3者協議を行いました。今の工事の遅れを早く取り戻すようお願いをしましたが、うまく連携がとれず、それが一番の原因ではないかと思っています。原因調査をして、分かる範囲で議会には説明をさせていただきました。

3者それぞれ言い分があり、このような遅れが出たということで、住民の皆様方や議会にも大変ご迷惑をおかけしたと思っております。

工事請負変更契約締結の件（佐々町新庁舎建設工事）

反対討論

【永田議員】

極めて不十分な施工監理が行われ、それによる大幅な工期の遅れがあり、またその責任は十分に明らかにならないまま、この予算を承認することはできないと考え反対致します。

【阿部議員】

施工にあたって、施工業者の方々は町長が話された３者協議の際の報告によると、施工承認がスムーズにおりていれば、工期には間に合いましたというような報告を受けております。

そういった状況の中、一番施工業者の方々が弱い立場であり、受注して完成しなければいけないと、その労苦に対しましては敬意を表したいと思っております。

入札不調からの経緯、執行の体制、入札公告をした設計書を元に戻す、これが2,000万円もかかると、これを特命随意契約の業者に監理をお願いする際の条件とし、随意契約をしている。業者間の食い違い、そこについての遅延の判断というのも町長としてどう考えるか、発注者としてどう考えるのかということさえ、明確に答弁いただけていない。

明確になされないまま、全て公金で、住民の税金で負担するということに対しましては疑念を生じざるを得ません。これを可決することは禍根を残すことにつながると思いますので、苦渋の選択ではございますが、反対討論とさせていただきます。

賛成討論

【川副議員】

まず、新庁舎建設の遅延の原因につきましては、複合的に絡み合っておりますが、少なからず町執行部に責任はあり、この点におきましては猛省を促すものであります。

しかし、計３回に及ぶ全員協議会の議論の中で、原因究明の付帯決議を付した議会への執行部の説明は、十分ではないが、理解できる部分もあったと判断致します。

そもそも新庁舎建設の目的は、老朽化している旧庁舎では、災害での対応ができない懸念があり、建設に着手したものであります。

2016年の熊本地震では、庁舎が崩壊寸前となり、災害直後に対応に当たるべき行政が機能不全に陥っております。このことからも、必ず来る激甚化している災害から、住民の命、財産を守るためにも、一日も早く防災拠点としての新庁舎を建設すべきと判断し、賛成と致します。

【須藤議員】

現庁舎の耐震化の問題があると議論されまして、県においても早急に対策をとるように指導があっていると認識しております。

令和２年度から住民代表の意見を拝聴しながら、基本設計、実施設計等進められた、現在工事中の案件であります。

昨今の自然災害、物価の高騰による原材料の高騰、また請負業者、下請業者の方々の人手不足、様々な課題が相まって工事が遅延したのではないかと思っております。加えて、発注者、請負業者、施工監理業者の３者間の町政が十分に機能しなかったことも遅延の一因ではないかと判断いたしております。

予算上の裏付けは確保されておりますので、その範囲内での調整であることも考えれば、やはり住民の方々もきっと待ちわびておられることだろうと思っております。

住民の安定のためにも、議員各位の賛成についての御賛同をお願い致します。

委員会報告

総務厚生委員会

2月7日（金）

【所管事務調査】

1．条例等について

①佐々町職員等の旅費に関する条例の全部改正について

○令和7年4月1日から国家公務員の法律が改正される事に伴って、「旅費に関する条例」の全部改正を準備している。

・俸給の最低水準の引上げ。

・扶養手当は段階的に配偶者の手当を廃止し、子に係る手当を増額する。

・通勤手当は、現行の支給限度額5万5，０００円を15万円に引き上げる。

・管理職員特別勤務手当は、平日深夜に係る支給対象時間帯を、現在の午前零時から午前5時の範囲を、午後10時から午前5時に拡大する。

・再任用職員の手当の拡大。本町では、住居手当が拡大対象。

②刑法の改正に伴う関係条例の一部改正について

○刑法改正により、「懲役及び禁固刑」の文言が廃止され「拘禁刑」が創設されたため、関係条例5本、規則5本を改正するもの。

③職員の給与に関する条例の一部改正について

○令和6年人事院勧告及び育児介護休業法等の改正に伴う関係条例等の改正。

④情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴う関係条例の整備に関する関係条例の一部改正について

⑤佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

⑥佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

⑦佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

⑧佐々町母子家庭等児童の身元保証に関する条例の廃止について

【その他報告】

(1) 町有地利活用の取組状況について

(2) 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭について

(3) 佐々町こども計画（案）について

(4) こども家庭センターの設置について

(5) クリーンセンター業務委託について

(6) 一般廃棄物処理基本計画の一部見直しについて

(7) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

(8) その他

①庁舎建設関係

(5) 佐々町下水道事業ビジョン・経営戦略の策定について

(6) 佐世保市・佐々町地域公共交通計画について

(7) 佐々駅舎テナント室について

(8) 国民文化祭、全国障害者・芸術文化祭について

佐々町地域文化発信事業内容

1　雅楽の祭典

2　シンポジウム「市の瀬窯跡と加藤民吉～佐々から瀬戸へ～」

3　絵本作家による読み聞かせ講演会

(9) 小中学校ノートパソコン（タブレット）の更新について

(10) 農業次世代人材投資事業費補助金の返還免除について

(11) 皿山直売所について

オープン予定が2月下旬になる見込みとの報告

(12) 農地災害等の不落について

(13) 職員の給与に関する条例等の一部改正について

産業建設文教委員会

1月24日（金）

【所管事務調査】

1．その他緊急を要する事案について

①町内における佐世保市送水管布設について

佐世保市の水道サービスの地域格差解消のために、佐世保市山の田浄水場から小佐々町田原浄水場までの送水管を整備するに当たり、佐世保市から協議書の提出があった。

【その他報告】

(1) 西九州自動車道4車線化に伴うインター間での車線切替え及び新たな通行料金について

佐々インター、佐世保中央インター間の4車線工事に伴い、佐々インターから佐世保大塔インターの区間の通行料金が新たな料金となることの報告

(2) 入札制度について

最低制限価格の引上げとして、土木建設90％と解体工事80％を一律92％とし、委託75％から80％とする。改正労働基準法対応に伴う週休2日制工事発注の実施後の状況、及び入札会場でのランダムの係数導入等の今後の予定について報告

※委員から、契約関係の専門部署の体制がすぐに整わないことは理解するが、ランダム係数の導入についてはすぐにでも対応できるのではないかとの意見あり。

(3) 佐々町上下水道耐震化計画の策定について

(4) 佐々町水道事業ビジョン・経営戦略の策定について

令和7年1月・2月・3月臨時会及び3月定例会　賛否表

○は賛成　×は反対　―は棄権

議案番号	議案件名	平田康範	川副剛	横田博茂	永田勝美	長谷川忠	阿部豊	永安文男	橋本義雄	須藤敏規	淡田邦夫	評決数	結果
1	職員の給与に関する条例等の一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	淡田議長は採決に加わりません	9対0	原案可決
2	令和６年度 佐々町一般会計補正予算（第６号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
3	令和６年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
4	令和６年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
5	令和６年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
6	令和６年度 佐々町水道事業会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
7	令和６年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第４号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
8	工事請負変更契約締結の件（令和４年度 佐々町新庁舎建設工事）	○	○	○	×	○	×	○	○	○		7対2	原案可決
9	佐々町職員等の旅費に関する条例の全部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
10	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
11	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
12	職員の給与に関する条例等の一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
13	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
14	佐々町母子家庭等児童の身元保証に関する条例廃止の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
15	佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
16	佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
17	佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
18	佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
19	佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
20	令和６年度 佐々町一般会計補正予算（第７号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
21	令和６年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
22	令和６年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第４号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
23	令和６年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第４号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
24	令和６年度 佐々町水道事業会計補正予算（第４号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
25	令和６年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第５号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
26	令和７年度 佐々町一般会計予算	○	○	○	×	○	×	○	○	○		7対2	原案可決
27	令和７年度 佐々町国民健康保険特別会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	○		8対1	原案可決
28	令和７年度 佐々町介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
29	令和７年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
30	令和７年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
31	令和７年度 佐々町水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
32	令和７年度 佐々町公共下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
33	佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件	○	○	○	○	○	―	○	○	○		8対0	同意
34	町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
発議1	佐々町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決
35	町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9対0	原案可決

議案番号１～７　……１月臨時会　　議案番号８…２月臨時会
議案番号９～発議1…３月定例会　　議案番号35…３月臨時会

6人が登壇 町政の方針を問う

活かそう町民の声

須藤敏規 議員(一問一答) …… 11

諸課題に積極的に取り組んできたのか
(1) 公営住宅建替え計画について
(2) 小浦南部地区工場団地用地について

永田勝美 議員(一問一答) …… 12

子育て支援について
(1) 学校給食無償化について
(2) 小中学校体育館への空調設備設置について
(3) 保育児童の負担軽減の取り組みについて
くらし・福祉の充実に向けて
(1) 町民の移動支援改善に向けた取り組みについて
(2) 国保の改善に向けて
(3) 「きこえ」の支援、補聴器購入助成について

川副 剛 議員(一問一答) …… 13

防犯に強い町づくりについて
(1) 事業者の訪問登録制度について
(2) 訪問販売お断りステッカーの配布について
(3) 防犯カメラの設置について
古庄町政、4期16年について

永安文男 議員(一問一答) …… 14

まちづくりの現状について
(1) 第7次佐々町総合計画に揚げる基本方針の執行確認について
(2) 快適な生活に必要な環境を整えることができているのか
(3) 町民の意見を反映する町政が行われているのか
町長として現在の心境を
(1) 町政を担当した4期16年の総括はいかに
(2) 5期目担当の意向を伺います

長谷川 忠 議員(一問一答) …… 15

(1) 町立図書館について
(2) 佐々川河川敷について
(3) 松浦鉄道の新規事業について
(4) 防犯灯について
(5) 町民プールについて

橋本義雄 議員(一問一答) …… 16

(1) まちづくりについて
(2) 北部にも河川公園を
(3) 小浦浜線支線沿いの河津桜について

MRと桜(清峰高校前駅)

◎一般質問の記事について　質問した議員が執筆したものです。
◎一般質問方法　【一括質問・一括答弁】 議員が質問項目すべてを一括して質問。その後、町側がその質問項目について、一括して答弁を行います。
【一問一答方式】 文字どおり一つの質問項目ごとに、町側から答弁を行います。

須藤　敏規

諸課題に積極的に取り組んできたのか

住宅は調査研究　工場用地は将来的に検討

公営住宅の建替計画と小浦南部地区工場団地について具体的目標を掲げて進めていかれるのかについて質した。

公営住宅建替計画

■質　問

公営住宅の建替は、一九二戸の計画となっているが現状はどうなっているのか。

■町　長

公営住宅の建替は、令和9年度から12年度の計画であるが、財源の調整をするために検討があまり進んでいません。規模、場所、具体的内容など決定していません。

■質　問

建替計画の中で高額所得者は何人おられるのか。立ち退きと言う問題がでてくるので、手続きを早めにして事業の準備に備えてやるべきではないのか。

■建設課長

政策空家の状況は、令和7年2月末現在で、図池団地14戸、里山団地22戸、里山第2団地は7戸、牧崎団地の平屋で17戸、合計で60戸が空家の状況です。

収入超過者は、牧崎団地で8戸、里山団地で4戸、里山第2団地で2戸、図池団地で1戸あるような状況です。

収入超過者には、自主的に住宅を明け渡すように努力して頂くとして、収入超過者認定書を通知しています。

今後の人口世帯数の動向、ハザードエリアの状況を踏まえて、公営住宅の需要性の見直し等を十分にして、計画期間内に取り掛かるよう努力が必要と考えています。

■質　問

計画の実効性について、内部で早く決めて議会に諮って、方向性を示して頂かないと、相当な金額がかかるが。また、長寿命化計画で維持管理費が8千600万円程度かかるとなっているが根拠となる建設費はいくらか。

■町　長

集約するか、廃止するか、早く決定していかなければならないと思っています。

小浦南部地区工場団地用地

■質　問

小浦南部地区工場団地用地の買収状況は。

■町　長

企業誘致ということで進めてきたが、その時競争相手がたくさんいて至りませんでした。真ん中に私有地があり、それの購入が完了すれば、ある程度まとまった団地となると思っています。引き続き地権者の方と交渉しお願いしていきたい。

■質　問

未買収地が14筆で、4万5千㎡ほどあるが交渉経過は。

■企画商工課長

6年度の土地の交渉経過は、1件行っていますが、交渉金額についての答弁は難しい。益木の関係で交渉がうまく進んでいません。

■質　問

小浦南部地区工場団地用地は今からどうするのか。政策で買われた土地の解決方法は。早めの対応を。

■町　長

雇用の場の確保ということで、基本的には考えています。今の企業誘致が、水がかなりいると言うこと。IT企業が来る可能性はありますが、水が千トン、二千トンぐらい要ると言うことでなかなか厳しい。民間の提案を受ける場合もやらなければならない。雇用が大きい企業には、土地をどう安く売るのか、無償譲渡とかいう考えもありますが、厳しいところもあるのではないかと考えています。

住宅団地としての活用も可能なのかどうか。

物価高騰や資材の高騰、人件費も高騰しています。

将来的に検討をしていかなければと考えております。

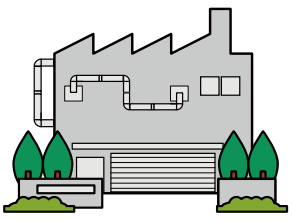

小学校の給食費無償化を歓迎する
ぜひ新年度からも継続すべきだ

今年は選挙の年!「新たな人たち」がどうするかと言う事になる

１月から小学校の給食費が無償化されました。物価高騰がつづいており、４月以降の新年度も継続すべきと訴えました。

永田　勝美

■質　問

学校給食費無償化の要望が高まっている。その背景には、義務教育無償という憲法の理念とあわせて、最近の物価高騰がある。昨年と比べた家計負担は４人家族で月に１０，２５０円上がっている。２０２５年（R７年）はさらに１２，６００円増えるという試算もある。給食費無償化は後退させず、継続すべきだ。

■町　長

町の年間負担は２，４００万円の追加となり、大変厳しいと考えています。今後の国の動向を注視していきたいと考えています。また、今年は選挙の年でもありますので、「新たな人たち」がどうするかとなってくるのではと考えます。

「夏の体育館は1時間で体力消耗」小中学校体育館へのエアコン設置は急ぐべき

小学校は建てかえ時期となっている。中学校体育館は設置は可能

町民から「夏の体育館は１時間で体力が消耗した」という訴えがありました。猛暑の夏がつづいており、国の制度も拡充されている中で設置を急ぐべきと考え、推進に向けて質問しました。

■質　問

昨年は観測史上最も暑い夏となり、「地球沸騰化の時代」とも言われている。小中学校体育館への空調設備の設置は、喫緊の課題ではないか。維持費に対しても政府の補助金が出ることになっているのではないか。

■町　長

小学校体育館は建てかえ時期になっており、今後の整備計画と合わせて議論させていただきたい。中学校体育館は比較的新しく、設置は可能と考えます。しかし、補助金の額も少なく、財政面が厳しいと考えています。もう少し研究したい。

意　見

体育館は、災害時の避難所にもなり、空調なしでは耐えられない。小学校を含めて耐熱性の向上、スポット型のクーラーなど急ぐところから手をつけるべきではないか。

保育料無償化・副食費の無償化急ぐべき

佐々町は国基準より安い保育料としている引き続き計画しなくてはならない

■質　問

佐々町の保育料は１人当２０００円から３２０００円であり、国基準より町の支出が約１・３倍多い、手厚い対応となっている。しかし、物価高騰の影響もあり、保護者負担は年々厳しくなっている。近隣自治体では全額無償となっており、改善をはかるべきだ。

■課　長

現在国の基準と比較して年間２，９００万円を上乗せして支出していることになります。無償化とした場合、合計で８，９００万円が必要になります。

■町　長

本来国がユニバーサルサービスとしてやるべきと要望を続けています。町としても国の施策の方向性をみて、有効性を検討しながらやっていきます。

町民の移動支援・高齢者の外出支援・通学支援・タクシー助成など改善を求める

佐々町はコンパクトシティタクシーの活用など検討していきたい

■質　問

高齢者外出支援のタクシー助成の改善、通学定期代への補助、安全な登下校対策など、町民の移動支援に係る課題は多い。住民要望に応えた改善を求める。

■町　長

佐々町は32平方kmしかないコンパクトシティ、町内を結ぶ手立てを検討していきたい。

「きこえ」の支援補聴器購入支援などどうすすめる

件数限定での支援や相談支援など引き続き検討する

川副　剛

訪問販売お断りステッカーは配布できないか

ステッカーの作成･配布も必要だと思っております

近年、全国的に悪質な訪問販売による消費者トラブルが相次いでいるため質問した。

■質　問

近年全国的に悪質な訪問販売による消費者トラブルが発生しており、突然自宅に現れる業者からの不意打ちの形で強引に勧誘されるため、消費者が冷静に判断できず、高額でかつ不要な商品を契約してしまうという被害が発生している。

トラブル事例として、

- ○高齢者宅を訪問し、親切を装って高額なリフォームを契約させる。
- ○屋根や外壁の修繕工事を契約させる。
- ○介護保険でリフォーム工事ができると言い、不要な高額の手すりをつける。
- ○布団の仕立て直しや貴金属の買取り　等。

様々なタイプの詐欺が横行しており、被害者のほとんどは高齢者であり、判断力が低下していたり、一人暮らしで不安を抱える高齢者は、消費者の中でも、特に一旦勧誘を受け始めると断ることが難しく、被害に遭いやすい。特に女性の高齢者の方が被害に遭われているという事例が多いとのことだ。

他自治体では、悪質業者の訪問販売によるトラブルの未然防止を目的とし「訪問販売お断りステッカー」を配布している。このようなステッカーを貼って意思表明することで、訪問販売者がインターフォンを鳴らしにくくなるという心理的抑止効果を図っており、ステッカーを玄関先に提示しておくと、住民が訪問販売に対する高い警戒心を持っていることが訪問販売員にも伝わりやすく、ターゲットから外される傾向があるそうだ。このようなシールを提示しておくことは、訪問販売を撃退するために大変有効と考えるが、ステッカーの作成を条例も定めて検討すべきではないか。

■町　長

警察や弁護士会、司法書士会など協力を得て、条例等で定めなければならないと思っております。条例等の整備につきましてはよく考えていきます。

意　見

詐欺集団は、あの手この手で詐欺を働いてくる。犯罪に強いまちづくり、役場、また住民も結束して手ごわい、簡単に佐々町で詐欺をさせないと詐欺グループに思わせることが重要なのではないか。町が先だって条例整備など対策を講じるべきではないか。

訪問販売登録制度について

■質　問

訪問販売お断りステッカーを貼る・貼らないは任意なので個人の自由ではあるが、ステッカーを貼らない家庭を守るためにも、事業者が町に登録しないと訪問販売ができない「訪問販売登録制度」を導入できないか。

■町　長

認知症や心身の障害などで、自分の意思を表示できない方もおられます。そういった方とのトラブルを防ぐためにも大変重要ではないかと思っています。

訪問販売お断りステッカー（例）

※ステッカーを貼っている家に訪問販売すると条例違反になる

高齢者外出支援タクシー料金助成制度見直しは

外出支援の選択肢拡大を検討する

佐々町総合計画まちづくり基本目標の「高齢者が自立できるまちづくりが進んでいるか」「快適な生活に必要な環境ができているか」「町民の意見を反映する町政が行われているか」についての検証を質問しました。

永安　文男

■質　問　高齢者の自立と社会参加を促進するための外出支援制度の評価をどう捉えているか。

■町　長　現状は、タクシー券の月平均の利用が1，746枚、平均利用額は月平均566円です。半額助成になり外出支援にはつながっていると分析しています。

しかしながら、一方では初乗り運賃の補助に戻してほしいとの意見もあり、鉄道やバスの利用者に対しても助成を行うなど、外出支援の選択肢の拡大を検討しなければならないと考えているところです。

■質　問　バス利用ではリフレッシュパスとタクシー助成を組み合わせてそれぞれ工夫しているという声があり、高齢者に寄り添った制度改革をすることをどう考えるか。

■町　長　タクシー一辺倒の制度をもう少し考えて、どういう方向性がいいか検討させていただきたいと思っています。

■質　問　共生社会の実現につなげる「地域まるごとサロン」の実情と効果の検証は。

■多世代包括支援センター長　運動やレクリエーションを行う方、郷土史を語る方など様々な講師を派遣し対応しています。婦人会や子ども達とコラボして、多世代交流を実施しているところなど約半数の町内会が、子どもから高齢者まで集うサロンが実施されています。体制の変化を急に行ったことで戸惑いと負担もあるかと思いますので、各地区の活動に対しては、多世代包括支援センターで支援していきたいと考えています。

道路網の整備が計画的に進んでいるか

必要性と緊急性を総合的に勘案して実施

■質　問　令和2年3月に佐々町道路網整備計画が策定されているが、20路線が順調に計画的に進んでいるか。

■町　長　整備計画では、佐々インターチェンジ付近の渋滞緩和策と車・歩道の整備、交通安全施設の整備の2つをテーマとし、歩道整備等を計画的に進めています。

■質　問　町道赤崎線、町道神田線の通学路歩道整備は成果をみていますが、佐々インターチェンジ付近の渋滞緩和策は進んでいるのか。

■町　長　整備計画の中でバイパスの2路線の計画はしていましたが、区画整理と財源的な補助事業がないことで、今のところは難しいということです。

佐々IC付近の渋滞のようす

高齢者の住宅福祉対策として、空き家が多い牧崎住宅の集約を一考できないか

政策空家であり、今後公営住宅整備基準により対応しなければならない

意　見　牧崎団地の環境改善と活力ある地域づくりのためにも住宅建替の促進を要請します。

牧崎住宅の状況

町民の声を聴く町政が行われているか

提案箱、インターネット等での意見を対応している

町内会活動の周知、加入促進の対策は

加入率向上を目標に先進事例を研究し対応します

四大事業の給食センター建設事業が未達成だが今後の道筋は

事業費と場所の選定をどうするかが残っています

長谷川　忠

町図書館に書籍を購入できる窓口を設けることはできないか

国が実施する実証実験への参加を検討したい

インターネット通販を利用しにくい児童生徒や高齢者が、手軽に本を購入できるコーナー(窓口)を新設することで、利便性が向上し、来訪者も増えるのではと質問した。

■質　問

この10年で全国から4，600の書店が姿を消している。出版文化産業振興財団の調査によれば、2024年3月時点で全国の「書店ゼロ」の市町村は27％となっている。原因は、粗利率の低さと物流費高騰の課題があるようだ。本町図書館に、貸出窓口とは別に購入用の窓口を設けることで、図書館の書籍以外でも気に入った本を注文できる仕組みづくりができないか。

■教育次長

図書館での図書販売は、国内大手の出版取次業者が、来年度、読んでみて気に入った本を図書館で購入できる仕組みづくりの実証実験を、全国の複数の図書館で始めるとのことです。

教育委員会も、この実証実験を注視し、法的な整理について勉強したいと思っています。

図書館窓口

河川敷遊歩道に自転車専用道を併設することは

整備を進めるには難しい問題がある

■質　問

佐世保市は、自転車の国際ロードレース【ツール・ド・九州2025】を開催する方針を明らかにした。これは、県北地区の振興にもつながる絶好の機会である。

本町には、観光資源はさほどないが、自然と利便性は他の自治体には劣らないと思う。「自転車専用道」を併設することで近隣の交流人口が増え、本町の活性化につながるのではないか。

■町　長

町内の河川敷遊歩道は、多くの方がウオーキングをされており、自転車専用道路を整備することは、安全性の担保が懸念されるので、難しいと思います。

商工会街路灯組合の廃業店舗による街路灯を、町の防犯灯への移行管理はできないか

町内会から防犯灯として残したいという申出があった場合は、電気代の支払先を変更し、管理しているケースもあります

■質　問

様々な店舗出店により、小規模商工業者の経営環境は著しく影響を受けており、商工業街路灯組合も店舗の廃業等により、今後、運営管理に支障が生じてくると考えられる。廃業店舗の街路灯が出てきた場合は、本町の防犯灯として移行管理はできないのか。

■町　長

該当する町内会との協議が必要となりますが、そのようなケースが発生した場合は、町へ相談していただければと思っています。

街路灯写真

老朽化した町民プール施設の今後における考えは

プール施設の維持は相当の費用がかかり、難しいのではないかと考えています

町民プール写真

まちづくりについて

町全体のバランスを考えて、務めてまいります

橋本　義雄

■質　問

西九州自道車道4車線化（佐々～佐世保中央）が3月に開通となる。そして佐々町の中央部には商業施設ができ、交流人口も増えていく。そんな中、町長はどのようなまちづくりを進めていかれるのかお聞かせ願う。

それから、まちづくりは町長がいつも言われているように、佐々川を中心とした自然豊かな環境を生かしながら推進していかなければならないと、私もそう思う。そのためには、管理計画を立て、きちんと管理をする。特に道路、公園、三大まつりの花。町の良さは、きちんと管理されているかどうかで決まる。そう思わないか。

■町　長

町内会や愛護団体さんのご協力も得ながら、限られた予算の中で、状況を確認しながら、町全体のバランスを踏まえ、効果的な維持管理に務めていくよう努力したいと考えています。

■質　問

三大花まつりの花は、ちゃんと計画を立てて管理してもらいたい。

■建設課長

行き届かないところがまだありますので、今後そうならないようしっかりと管理していきたいと思います。

年間通しての3大花まつりの花管理を

北部にも河川公園をむずかしい

■質　問

北部にも河川公園をということで再度提案するわけだが、高齢化社会の中で、健康増進、健康づくりの拠点として是非取り組んでほしい。国・県の予算が付けば取り組んでいただけるのか。地域づくりの一環として、住民の皆さんが快適で豊かな生活を送られるための支援として。

■町　長

現状では、なかなか難しいということで、ご理解いただきたい。

さざんか団地下に北部河川公園を

小浦浜線支線沿いの河津桜についてボランティアでお願いしたい

■質　問

平成16年から企画の事業「桜植栽事業」で取り組んだ河津桜がだいぶ大きくなった。取り組んだグループは、高齢化に伴い管理ができなくなり、事業者はその旨伝えている。

しかしながら、手入れがいきとどかず荒れ放題になっている。せっかく大きくなっているのに残念。役場が管理できないなら、ボランティアを集い、どうにかできないのか。

周囲には工場団地がたくさんあり、その対岸にはハマボウが群生し、7月には満開になる。

これも含めてどうにか管理できないのか。町長の知恵でどうにかならないのか。資源を生かした観光地づくりができるのでは。

■町　長

だれかボランティアをする人がおられればお願いしたいと思いますけど、今考えているのは、町でできるだけの維持管理はさせていただきたい。

大事に育てよう
小浦浜線支線沿い河津桜・ハマボウ

E35 西九州自動車道（佐々IC～佐世保大塔IC間）の新たな料金について

佐々IC～佐世保中央IC間の4車線化工事の供用開始に合わせて、この区間の管理が国土交通省からNEXCO西日本に移管され、佐々IC～佐世保大塔IC間の通行料金が新たな料金になります。

通行料金は、走行区間等に応じた料金をお支払いいただく方法に変更となります。ただし、佐々IC～佐世保中央IC区間内の通行に限り、引き続き、ETC車、非ETC車ともに無料で走行いただけます。

出典資料：西日本高速道路株式会社

連続走行（乗り直し）とみなすご走行及び通行料金（例） ETC車

佐々IC～佐世保大塔ICの間を通行するETC車のお客さまが、入口ICから流入し、途中IC（対象IC①）で流出した後、一定時間内に途中IC（対象IC②）から順方向に再流入し出口ICまでご通行された場合は、入口ICから出口ICまでの連続した通行とみなし、途中ICの流出入にかかわらず入口ICから出口ICまでの間の1回のご通行に係る通行料金をいただきます。

＜連続走行（乗り直し）とみなす対象IC及び時間＞

対象IC①	対象IC②	一定時間
相浦中里ＩＣ	相浦中里ＩＣ	15分
佐世保中央ＩＣ	佐世保中央ＩＣ	15分
佐世保中央ＩＣ	佐世保みなとＩＣ	20分
佐世保みなとＩＣ	佐世保中央ＩＣ	20分

令和6年度町村議会広報クリニック報告

研修日 令和7年2月18日（火）

会　場 全国町村議員会館（東京都千代田区）

研修事項 講師：中本正樹氏（一社）日本経営協会講師

○講座テーマ
読みやすく、見やすい議会報告づくり
サブテーマ
「読まれる広報紙は読んだ人の行動変容を意識している」

研修内容
◇座学とワークショップ的な中間討論を挟んだ講座
◇分散会方式で出席した6町のクリニック

研修所感
○色の使い方、構成などの視点から本町の議会だよりをチェックしていただき、文字よりも写真を多くした方が良いなどのアドバイスをいただきました。
○議会が伝えたいことだけでなく、住民が知りたいことを掲載する視点が大切であることを改めて学びました。紙面構成については住民を登場させる手法なども取り入れてはどうかという提起は新鮮でした。
○小グループで他町の議員とも意見交換する機会があり、実践的な学びを実感できました。

（永田勝美）

町民の皆様からよせられた「声」ご意見!!

※原文のママ掲載しています。

佐々町議会議員はその職責を果たしたのか

佐々町議会だより、第153号の「声」欄では、「新庁舎建設に関する工事遅延の問題は新聞報道によって知ることとなったが、その原因究明と対応は不明確のままである」、と投稿されている。

また、9月9日（月）開催の委員会報告によると

（議会）工事遅延の原因は町にあるという決定判断なのか?

（町）・・・

*この質問に、町としての具体的に何が原因かの説明はなかった。

（議会）町当局の見解は。

（町）　我々にも責任があると思っている。

以上は、議会だより第152号及び第153号の一部を抜粋。

次に、議案第73号　工事請負変更契約締結の件

（令和4年度　佐々町新庁舎建設工事に対する附帯決議）

1．再発防止のため、抜本的な再チェックを行うこと。

2．関係職員に法令遵守について徹底を図ること。

3．調査特別委員会で指摘した変更の原因を明らかにすること。

と佐々町議会は附帯決議をしたが、その附帯決議について詳細な説明がなければ我々町民には理解不能なことである。

また、これだけの大きな問題を抱えた新庁舎建設でありながら、工事遅延等の原因を明らかにしないまま、なぜ議会は工事費の支出に同意したのか?

昨年11月には断熱材の再変更や側溝整備費用の計上忘れによる建設費の追加など、これらの責任は誰が取るのか。

これが個人住宅建築であれば、当然に建築依頼主は業者に対し契約不履行での訴訟を当然に提起される事案と思われる。

法は、議会議員の責務として行政活動が適正かつ効率的に行われているかを常に監視・点検をすることであると規定している。（地自法第3条第3項）

今回、議員としての職務を果たさず辞任した。これは職務放棄ではないか?「新庁舎建設に関する調査特別委員会」の委員は報酬の減給をすべきではないか。

佐々町松瀬免166番地5

池田　茂夫

新庁舎建設の実態

かねてより建設中の新庁舎が2月完成し、間もなく供用開始の運びとなった由。

ただ完成に至る過程においては、多くの課題を残したのも事実のようです。中でも特筆すべきは、入札の遅れにより建設費の高騰を招いたうえ、その後も執行部の一方的な断熱材の変更により追加経費を発生させ、完成予定間際には、工期の大幅な延長が発覚する等の失態が続いています。しかも、これら問題発生の都度、原因の究明や責任の所在、再発防止策等の適切な対応を怠り、その事がこの不祥事の連鎖を招いた、大きな要因と思われます。

さらに工期延長に関しては、原因や責任の所在は明らかにせず、町長の決裁も曖昧なまま、新たに2，200万円もの公費の持ち出しを決定し、議会の承認を取り付けています。この事は、公金を扱う際の責任感及び緊張感の欠如であり、極めてずさんと言わざるを得ません。この傾向は、その他の多くの案件についても顕著であり、この様な短絡的、稚拙な行政判断が許される組織風土改革は急務です。

ともあれ町民待望の新庁舎です、住民サービスのそして防災の拠点として、初期の想定通り適切に機能する事を願うばかりです。

佐々町平野免614番地8

藤永　諭

議会日誌

【1月】
7日　議会広報委員会
14日　議会広報委員会
20日　議会広報委員会
21日　議会運営委員会　第1回臨時会
24日　産業建設文教委員会
29日　視察研修受入れ（熊本県南関町）

【2月】
1日　西九州自動車道建設促進大会
4日　全員協議会
7日　総務厚生委員会
12日　長崎県後期高齢者医療広域連合議会　定例会
13日　議会運営委員会　全員協議会　4市1町西九州自動車道建設促進協議会　理事会
18日　町村議会広報クリニック
21日　全員協議会
25日　議会運営委員会　第2回臨時会　議会広報委員会

【3月】
4日　3月定例会（1日目）
5日　3月定例会（2日目）
6日　3月定例会（3日目）　議会運営委員会
7日　3月定例会（4日目）　議場閉場式
10日　全員協議会
17日　全員協議会
18日　議会運営委員会　全員協議会
19日　議会運営委員会　第3回臨時会

全国町村議会議長会及び長崎県町村議会議長会の自治功労者表彰を受賞されました

本町議会議員の淡田邦夫議長と須藤敏規議員が、全国町村議会議長会及び長崎県町村議会議長会より表彰されました。この表彰は、町議会議員として15年以上在職し、顕著な功労があった方に対して贈られるものです。

お二人は、平成21年6月の町議会議員選挙で初当選されてから現在まで、約16年の長きにわたり、議会活動を通じて地域の教育、文化、福祉の向上に尽力されました。

その功績が認められ、今回の受賞となりました。

3月定例会の1日目終了後、議場にて伝達式を行い、お二人に表彰状と記念品をお渡ししました。

おめでとうございます。

左：淡田議長、右：須藤議員

訂正とお詫び

議会だより第153号の18ページに掲載していました『町民の声』の内容に誤りがありました。

「佐々町は、昭和32年（67年前）に大水害を被りました。」とありますが、正しくは「昭和42年」でした。

次回定例会の傍聴ご案内

7月を予定しています。日程については、広報無線、佐々町公式ホームページ等でお知らせします。

3月定例会の傍聴者数は17人でした。

編集後記

本号で、今回の任期での議会だよりは最後となります。トップ記事は「古庄町長の逮捕」ということで、大変残念であり、後味が悪いものとなりました。二度とこのようなことが起きないよう、議会としても監視・チェック機能を強化しなければならないと感じております。

今回の件で議会として、いろいろと新聞記事に書かれましたが、真実を書かれるならまだしも、憶測だけで記事を書かれてしまうと町民の皆さんも混乱するわけであります。議会も町民のことを考えて最善の判断・決断をするわけですが、結論に至るその小刻みの過程が非常に重要であります。所々かいつまんでつなぎ合わされると180度違ったものになってしまいます。非常に残念であります。

6月には改選がありますが、町民の皆様には、適正な判断をお願いしていただきたいと思っております。季節の変わり目ですのでどうぞご自愛ください。

川副　剛

佐々町議会だよりはエコマーク認定の再生紙を使用しています。

印刷／有限会社立山印刷

町民の皆様の声を募集します！

佐々町議会では、年４回「議会だより」を発行しています。町民のみなさまとのコミュニケーションツールとしての役割を持てるように、町民のみなさまのご意見をお聞かせいただき、今後の議会活動等に反映したいと思っています。

また、子どもの笑顔をテーマとした表紙写真もあわせて募集します。多くの方のご応募をお待ちしています。

募集内容

①議会だよりの感想（150字程度）
②町政に対する提案（150字程度）
③住所、氏名、電話番号を明記してください
※持参、郵送、ファックスで下記のあて先へお願いします。
※任意の様式可、③を記載の場合のみ。

原稿を基本としますが掲載の際に一部修正をする場合があります。また、紙面の都合上、すべての原稿をお載せできない場合がありますので、予めご了承ください。なお、議員または職員個人に関する記事はご遠慮ください。

【佐々町議会事務局】
〒857-0392　佐々町本田原免168番地2
電話：**0956-62-2101**　ファックス：**0956-63-5398**
Eメール：gikai@saza.nagasaki.jp

※匿名の方については掲載できませんのでご了承ください

タイトル

議会広報委員会
・委員長　川副　剛　・副委員長　永田　勝美
・委　員　須藤　敏規　・委　員　長谷川　忠
・委　員　横田　博茂
※委員一同、ご意見をお待ちしております。

お名前	
ご住所	佐々町　　免　　番地
電話番号	

切り取ってお使いください